

石川県公報

平成 24 年 1 月 31 日

第 1 2 4 6 2 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		目 次	
青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	1	特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	6
保安林の指定施業要件の変更予定 (森林管理課)	1	特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (同)	6
県道の区域の変更 (道路整備課)	4	政府調達に関する協定に係る入札公告 (医療対策課)	7
県道の供用の開始 (同)	4	土地改良区の合併認可公告 (経営対策課)	8
石川県証紙売りさばき人指定の一部改正 (出納室)	4	建築基準法に基づく違反建築物に対する是正措置命令の公告 (建築住宅課)	9
石川県証紙売りさばき人指定の一部改正 (同)	5		
公 告			
石川県名誉県民の事績 (人事課)	5		

告 示

石川県告示第32号

いしかわ子ども総合条例 (平成19年石川県条例第18号) 第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成24年1月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	徳川女刑罰絵巻 牛裂きの刑	東 映 ビ デ オ
"	人妻娼婦 もっと恥ずかしめて	オ ー ピ ー 映 画
"	女獄門帖 引き裂かれた尼僧	東 映 ビ デ オ
"	すべては「裸になる」から始まって	B A N A N A F I S H
"	つわものどもの夢のあと 剥き出しセックス、そして...性愛	新 日 本 映 像
"	人妻家政婦 うずきに溺れて	オ ー ピ ー 映 画
"	SHAME - シェイム - (原題) SHAME	ギ ャ ガ (イギリス)
"	デビルズ・ダブル - ある影武者の物語 - (原題) THE DEVIL'S DOUBLE	ギ ャ ガ (ベルギー)

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成24年1月23日

石川県告示第33号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年1月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

羽咋郡宝達志水町今浜イ2の1から2の3まで、2の5、ヨ177の4、ソ1の8から1の10まで、2の51から2の58まで、2の64、2の65、3の2から3の5まで、新風除林2の3から2の6まで、2の8から2の10まで、3の1から3の4まで、細見1の1、1の2、2の1、2の3、2の5から2の12まで、北川尻△124の2、124の7から124の9まで、マ18の2、19の1、19の17、20の1、テ1の34、1の35、1の39、1の41から1の43まで、1の49、1の52、1の53、1の58、1の59、1の64、1の65、1の68、1の69、1の71から1の73まで、1の75、1の76、1の91、1の95、1の99、1の101、1の103、1の115、1の119、1の125、1の127、1の136、1の138、1の142、1の144、1の146、1の148、1の168、1の206、1の212から1の216まで、1の218、1の219、1の221、サ12の1、12の2、13の1、13の2、14の1、14の2、15の1、15の2、16の1、16の2、17の1、17の2、18の1、18の2、19の1、19の2、21の1、21の2、22の1、22の2、23の1、23の2、ヒ1の3、2の3、3の18、3の20、3の22、3の24、3の26、3の28、4の3、5の3、米出口1の1、又6の11、6の12、10の13、ル2の1、2の3、3の1、3の3、4の1、5の3、5の4、5の6、7の2、7の4、7の10、7の13、10の1、10の3、敷浪イ1の1、3の2、口20の2、21の1、32の1、37の1、39の1、41、42の2、66の1、77の1、77の2、82、90の1、96の1、五24の1、25の11から25の17まで、56の2、56の4、56の7、56の27、57の2、57の4、57の7、宿式甲1の1、式乙1の1から1の4まで、1の6から1の8まで、1の14、1の16、参24の1、24の3、24の7、24の8、出浜ト201の1から201の5まで、203、219の1から219の12まで、220の1、230、231、チ232の1、232の3から232の5まで、233、リ1の1、1の5から1の7まで、免田又35から40まで、41の3から41の6まで、42の1、48の1、90の1、104の2、104の3、106の2、柳瀬ツ105の2、ネ1の3、1の5、1の17、子1の1から1の3まで

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

羽咋郡宝達志水町上田外壱字入会九2の148、2の149、2の151、2の156、2の157、紺屋町外七字入会六号濁川2の38から2の51まで、入会七号御前ノ前1の1から1の13まで、1の15、1の17から1の20まで、1の26から1の46まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

羽咋郡宝達志水町今浜ソ1の8から1の10まで、2の50、2の56から2の58まで、2の64から2の66まで、3の

2、3の4、3の5、敷浪イ1の1、3の2、口20の2、21の1、32の1、37の1、39の1、41、66の1、77の1、77の2、82、90の1、96の1、五25の11から25の17まで、56の2、56の7、57の4、出浜ト201の1から201の5まで、219の1から219の12まで、220の1、チ232の1、232の3から232の5まで、233、リ1の1、1の5から1の7まで、免田又104の2、104の3、106の2、柳瀬ネ1の3、1の17、子1の1から1の3まで

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

羽咋郡宝達志水町紺屋町外七字入会六号濁川2の44、2の46、2の49から2の51まで

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年農林水産省告示第1207号（二に限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成4年石川県告示第609号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

羽咋郡宝達志水町免田中尾柳谷1の1から1の9まで、2の1から2の12まで

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成 8 年石川県告示第 382 号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び宝達志水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第 34 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成 24 年 1 月 31 日から同年 2 月 15 日まで縦覧に供する。

平成 24 年 1 月 31 日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
高松内灘線	かほく市白尾ル 79 番 1 地先から かほく市白尾ル 35 番 1 地先まで	旧	9.25 ~ 9.61 42.6	県央土木 総合事務所 津幡事務所 維持管理課
		新	11.17 ~ 11.79 42.6	

石川県告示第 35 号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成 24 年 1 月 31 日から同年 2 月 15 日まで縦覧に供する。

平成 24 年 1 月 31 日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
高松内灘線	かほく市白尾ル 79 番 1 地先から かほく市白尾ル 35 番 1 地先まで	平成 24 年 1 月 31 日	県央土木 総合事務所 津幡事務所 維持管理課

石川県告示第 36 号

石川県証紙売りさばき人指定（昭和 48 年石川県告示第 380 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成24年1月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

2の金沢市の表中 「 2 社団法人 石川県畜産協会 金沢市才田町 〃 同左 石川県南部家畜保健衛生所内 」 を

「 2 社団法人 石川県畜産協会 金沢市古府1丁目 同左 」 に改める。

石川県告示第37号

石川県証紙売りさばき人指定(昭和48年石川県告示第380号)の一部を次のように改正し、平成24年2月1日から施行する。

平成24年1月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

2の金沢市の表中 「 13 財団法人 石川県国際交流協会 金沢市本町1丁目 同左 」 を

「 13 金沢駅前第一ビル 株式会社 金沢市此花町 金沢市本町1丁目 」 に改める。

2の小松市の表中 「 5 財団法人 石川県国際交流協会 金沢市本町1丁目 小松市園町 石川県小松合同庁舎内 」 を

「 5 金沢駅前第一ビル 株式会社 金沢市此花町 小松市園町 石川県小松合同庁舎内 」 に改める。

2の七尾市の表中 「 5 財団法人 石川県国際交流協会 金沢市本町1丁目 七尾市小島町 石川県中能登総合事務所内 」 を

「 5 金沢駅前第一ビル 株式会社 金沢市此花町 七尾市小島町 石川県中能登総合事務所内 」 に改める。

2の輪島市の表中 「 5 財団法人 石川県国際交流協会 金沢市本町1丁目 輪島市三井町洲衛 石川県奥能登総合事務所内 」 を

「 5 金沢駅前第一ビル 株式会社 金沢市此花町 輪島市三井町洲衛 石川県奥能登総合事務所内 」 に改める。

公 告

石川県名誉県民の事績

石川県名誉県民条例(平成4年石川県条例第28号)の規定に基づき、平成24年1月30日付けで石川県名誉県民の称号を贈り、顕彰した者の事績は、次のとおりである。

平成24年1月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

名誉県民 奈良年郎(号 大樋年朗)
現住所 石川県金沢市橋場町2番17号

生年月日 昭和2年10月28日(84歳)

事 績

昭和24年東京美術学校工芸科を卒業され、翌年の日展に初入選された後、昭和32年、昭和36年に特選・北斗賞、昭和57年には日展文部大臣賞、昭和60年には日本芸術院賞を受賞された。

氏は、伝統を踏まえつつ、現代的な作品を制作され、陶壁など建築装飾も意欲的に行われた。中国、アジアの陶芸にも造詣が深く、その研究成果を自らの作陶に生かすとともに、解説書を著してその技術を公開されている。伝統の技術を受け継ぎつつ、現代陶芸の創作者として、従来の枠にはまった作陶から脱皮した新しい陶芸への道を拓き、革新的な作陶が続けられている。特に視野を世界規模に広げた作品は、いにしへの中国やアジアの陶芸に通じるものから、現代的作品に至るまで、極めて幅広く多彩である。

以上のように、氏は長年にわたり創作活動を行うとともに、社団法人日展、社団法人現代工芸美術家協会など関係団体の要職を務められ、金沢大学教授、金沢学院大学副学長として、後進の指導、育成にも尽力された。

こうした我が国文化の向上発展に貢献した功績により、平成16年には文化功労者、平成23年11月には文化勲章を受章された。

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年1月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成24年1月20日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 百万石ワールドカフェ

3 代表者の氏名

坂本 由美子

4 主たる事務所の所在地

金沢市金石西1丁目3番3号

5 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、相互交流・協力促進のための事業及び社会活動の推進や団体の運営に携わる人材を育成する事業を行い、地域社会の自律的な構築と持続的な発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成24年1月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成24年1月20日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 金沢市ホームヘルプサービスひまわり

3 代表者の氏名

山崎 芳子

4 主たる事務所の所在地

金沢市三社町1番44号

5 定款に記載された目的

この法人は、在宅要介護者等に対する居宅サービスに関する事業並びに母子家庭等及び寡婦の福祉に関する支援事業を行うことにより、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成24年1月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

体外衝撃波結石破碎装置 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年3月29日

(4) 納入場所

石川県立中央病院

(5) 入札方法

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成23年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成23年石川県告示第165号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であって、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの入札参加資格の確認を受けたものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。

3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を平成24年2月20日（月）までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入実績を有すること。

(2) 当該調達物品を納入後、保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

4 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒920 - 8530 石川県金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局経理課用度係 電話番号 076 - 238 - 7859

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

5 入札参加資格の確認手続等

この入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより、入札説明書に定める申請書等を知事に提出し、入札参加資格の確認及び審査を受けなければならない。

(1) 申請書等は、石川県立中央病院管理局用度係に平成24年2月20日（月）までに、郵送により、1部提出（受領期限内必着）すること。

(2) 入札参加資格の確認は、2(2)に定める要件を除き、平成24年2月20日（月）現在の事実をもって行い、その結果を同月22日（水）までに申請者に対して通知する。

(3) 入札参加資格がないと認められた者は、知事に対し、書面を平成24年2月24日（金）午後5時までに4(1)の交付場所に持参し、その理由の説明を請求することができる。この場合において、県は、書面により回答するもの

とする。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年2月21日(火) 午後1時30分 石川県立中央病院管理局会議室

なお、入札書を郵送する場合は、簡易書留とし、同日正午までに必着すること。

(2) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札保証金及び契約保証金

免除

8 契約書作成の要否

要

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加資格の確認手続等を行わない者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) その他

詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Extracorporeal Cardiac Shock Wave System 1 set

(2) Delivery date

By 29 March 2012

(3) Delivery place

Ishikawa Prefectural Central Hospital

(4) Time limit of tender

12:00 p.m. 21 February 2012

(5) Contact point for the notice

Fiscal Division Ishikawa Prefectural Central Hospital

2-1 Kuratsukihigashi Kanazawa 920 - 8530

Japan TEL. 076 - 238 - 7859

土地改良区の合併認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、土地改良区の合併を次のとおり認可した。

平成24年1月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 定款を変更して合併後存続する土地改良区の名称

河北瀧沿岸土地改良区

2 合併により解散する土地改良区の名称

東蚊爪町土地改良区

3 認可年月日

平成24年1月23日

建築基準法に基づく違反建築物に対する是正措置命令の公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項の規定により、次のとおり措置を命じた。

平成24年1月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 建築物の概要

建築物使用者	株式会社 MK 代表取締役 宮木恵美子
建築物の所在地	河北郡津幡町字浅田丙83、84番地
地域地区	第一種住居地域
建築物の概要	用途：肥料製造工程がある工場 構造：鉄骨造 階数：地上1階 延べ面積：約450㎡

2 措置命令の概要

命令内容	ただちに、肥料の製造を中止し、材料の腐熟の進行を停止させること。材料の腐熟進行を停止できない場合は、その材料を敷地外に搬出すること。
違反条項	建築基準法第87条第2項において準用する建築基準法第48条第5項
命令発令日	平成24年1月24日
履行期限	命令書が届いた翌日から15日以内

